

県土強靱化・インフラ整備対策特別委員会記録		
1 会議の日時	令和 6 年 1 0 月 9 日 開 会 午前 9 時 5 7 分 閉 会 午前 1 1 時 2 0 分	
2 会議の場所	第 6 委員会室	
3 出席者	委 員	委員長 猫 田 孝 委 員 森 正 弘 森 治 久 森 益 基 副委員長 小 原 尚 野 村 美 穂 澄 川 寿 之 藤 本 恵 司 平 野 恭 子 黒 田 芳 弘
	執 行 部	別 紙 配 席 図 の と お り
4 事務局職員	主査 横田 直道 主事 水谷 玲葉	

5 会議に付した案件

件名	審 査 の 結 果
1 県土強靱化・インフラ整備対策に関する調査について (1) 盛土規制法の概要及び不法・危険盛土等の対応について 参考人 中部地方整備局 建政部 計画管理課 課長 柏崎 重之 氏 (2) 岐阜県公共施設等総合管理基本方針の改定について (3) 第3期岐阜県強靱化計画の骨子案について 2 その他 (1) 令和6年台風第10号による大雨における公共土木施設等の被災状況について (2) 石川県能登地方の大雨に係る災害支援について	

6 議 事 録（要点筆記）

○猫田孝委員長

ただいまから、県土強靱化・インフラ整備対策特別委員会を開会する。

本日の委員会は、盛土規制法の概要及び不法・危険盛土等の対応についてを議題とし、協議いただくため開催したものである。

本日は、執行部のほか、議題について報告いただくため、国土交通省中部地方整備局建政部計画管理課、課長の柏崎重之様に出席いただいている。

柏崎様におかれては、大変ご多用のところ、お越しいただき、誠に感謝する。

是非、活発な意見交換ができればと思うので、よろしくお願いしたい。

なお、質疑については、報告終了後をお願いする。

それでは、柏崎様に報告をお願いする。

（報告 参考人 国土交通省中部地方整備局建政部計画管理課 課長 柏崎重之氏）

○猫田孝委員長

ただいまの報告に対し質問はあるか。

○野村美穂委員

不適正な盛土に関する静岡県の通報窓口の事例を紹介されたが、その窓口は静岡県のどの部署が担っているのか。また、静岡県以外に通報窓口を設けている事例はあるのか。

○柏崎参考人

静岡県では盛土の担当部局が通報窓口業務を担っている。また、他県等においても同様の取組を行っていると思われるが、把握しているのは静岡県の事例だけである。

○黒田芳弘委員

今後、盛土等の許可の手続きを開始するうえで、県と国はどのような役割分担なのか。

○柏崎参考人

規制区域の指定や許可等は県等の対応となる。国はガイドラインの作成や、相談対応、調査に対する補助等により県等の支援を行う。

○黒田芳弘委員

過去に行われた盛土が危険かどうかはどのように判断するのか。

また、盛土の受け入れ先がなく、不法投棄された事案に対する対応も大切と考えるが、どのように是正させるのか。

○柏崎参考人

まずは、調査により盛土の危険性を把握することが大切である。その上で、危険な盛土については是正工事等を進める必要があるが、盛土が行われて相当時間が経過した場合は、行為者に対応を求めることが難しいことも想定される。その場合は、自治体での対応を考えていただく必要もあると考える。

○森正弘委員

農地の所有者が事業者から土砂を一時的に預かって欲しいと頼まれたのち、事業者と連絡が取れなくなってしまう、産業廃棄物が混ざった土砂が農地に放置されることがある。その場合も、盛土規制法で対応できるのか。

○柏崎参考人

盛土規制法は危険な盛土等の形状を規制するものであり、盛土に含まれる産業廃棄物は対象としていな

い。産業廃棄物については、環境部局と調整していただく必要がある。

○森正弘委員

雨により盛土が下流に流れるなど、危険な状態にある盛土であれば、産業廃棄物が含まれていても盛土規制法の対象となるか。

○柏崎参考人

そのとおり。

○森正弘委員

盛土規制法に関する本県の実施状況は。

○堀建築指導課長

10月に規制区域案を公表したのち、市町村長に意見照会を行う。その後、12月末頃を目途に規制区域の公示を行う。令和7年4月から規制開始を予定している。

○猫田孝委員長

質問も尽きたようなので、この議題は終了する。

(参考人 国土交通省中部地方整備局建政部計画管理課 課長 柏崎重之氏 退出)

○猫田孝委員長

次に、岐阜県公共施設等総合管理基本方針の改定について、執行部の説明を求める。

(執行部説明)

○猫田孝委員長

ただいまの説明に対し質問はあるか。

○黒田芳弘委員

当初50年を使用年数として維持管理していたものを65年に延ばしたことで再整備費が一時的に削減されたことは理解できるが、15年後に先延ばしただけであって、長い目で見ると建物に要する経費は増えるのではないか。

○小川管財課長

現行の基本方針で使用年数を65年に延ばし、長寿命化対策をしながら使うことを定めた。65年使用するために必要な維持保全を行うことによって、建物を長く使い、トータルとして再整備費を含む建物に要する経費を抑えていくという目標で動いている。

○黒田芳弘委員

将来に財政負担を先送りすることがないように、取り組んでいただきたい。

○小川管財課長

ご指摘のとおり、単純な先送りは望ましくない。65年使用する間に建物の必要性、有効性、効率性を精査しながら、しっかりと議論したい。

○猫田孝委員長

65年というのは県独自の考えか、それとも国の方針などがあるのか。

○小川管財課長

65年というのは国土交通省の官庁営繕において用いられている数値であり、これに基づき県として設定したものである。

○猫田孝委員長

質問も尽きたようなので、この議題は終了する。

次に、第3期岐阜県強靱化計画の骨子案について、執行部の説明を求める。

(執行部説明)

○野村美穂委員

デジタル等新技術の活用の中で話のあった「スペクティ」とは、どういうもので、どのように活用しているか。

○永井防災課長

「スペクティ」とは、XなどのSNSに書き込まれた様々な情報の中から、県内の災害に関する情報をAIで自動収集し、大型モニターでリアルタイムに映し出すものである。災害時には、県庁内の災害情報集約センターで情報収集に活用している。

○小原尚副委員長

消防団員の確保は、親が経験者であっても子どもには入団させないといったような話もある。団員確保は地域の課題ではあるが、県としてどのように取り組んでいくのか。

○此島消防課長

団員数は今年度4月1日時点で、県内で2万人を下回り、その確保に苦労している。県では、国の考え方に沿って若者、学生や女性をターゲットに、多様な人材の確保に取り組んでいる。今年度、県事務所単位で協議会を立ち上げ、市町村及び消防団、地域によっては商工会とともに団員の確保を進めており、今年度の成果を踏まえ、来年度も引き続き取り組んでいきたい。

○猫田孝委員長

質問も尽きたようなので、この議題は終了する。

次に、その他として、令和6年台風第10号による大雨における公共土木施設等の被災状況についてと、石川県能登地方の大雨に係る災害支援について執行部の説明を求める。

(執行部説明)

○猫田孝委員長

ただいまの説明に対し質問はあるか。

(発言する者なし)

○猫田孝委員長

質疑がないようなので、この議題は終了する。

以上で、本日の議題は終了したが、この際、何か意見はあるか。

(発言する者なし)

○猫田孝委員長

意見がないようなので、本日の委員会を閉会する。

県土強靱化・インフラ整備対策特別委員会 配席図

令和6年10月9日

第6委員会室

